

宮 監 公 表 第 8 号
令和 6 年 2 月 2 7 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	上 田 武 広
宮崎市監査委員	関 師 勝 幸

定期監査措置状況の公表について

令和5年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
高岡総合支所
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和5年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和5年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
高岡総合支所	<p>(1) 行政産目的外使用料や道路占用料について、算定誤りや算定漏れにより、過大または過少に徴収していた。 (地域市民福祉課、農林建設課)</p>	<p>(地域市民福祉課) 「宮崎市行政産目的外使用許可に関する取扱基準」を再度確認し、今回指摘された事項について情報共有を行うとともに、チェックを十分に行う。 また、過大に徴収していた使用料については、相手方に対し丁寧な説明を行い、還付について理解を求め、今後は事務処理の根拠となる条例・規則等の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。 (農林建設課) 「宮崎市道路占用条例」等を再度確認し、今回指摘された事項について情報共有を行うとともに、チェックを十分に行う。 また、使用料について過少に徴収していたため、相手方に対し丁寧な説明を行い、追加徴収について理解を求め、今後は事務処理の根拠となる条例・規則等の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。</p>

令和 6 年 1 月 2 6 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

